

特定非営利活動法人 イマジン

〒427-0026 静岡県島田市扇町13-4 Tel 0547-34-3370 Fax 0547-34-3371



イマジン通信

Vol.20

これからの日中活動

これまで通信では、障害者自立支援法のしくみ(通信vol.14)、1割負担と上限額(通信vol.15)、10月からの福祉サービスの変化(通信vol.17、18、19)とほぼ1年をかけて『障害者自立支援法』についてお話ししてきました。年の瀬を向かえる中、来春に向けて様々な動きがあります。その中でも日中活動の変化は、現在サービスを利用している方も、今後サービスを利用しようとしている方も大きな影響があり、関心の高いところだと思えます。今回は、障害者自立支援法の日中活動について説明したいと思います。

◆◇ 生活介護 ◇◆

常時介護が必要な障害者であって障害程度区分3以上である者、又は年齢が50歳以上で障害程度区分2以上である者に対し、事業所において、

- (1) 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- (2) 軽作業等の生産活動や創作活動の機会の提供
- (3) 上記2項目を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上

を目的として、必要な介護等を実施する。最低定員 20名以上(多機能型は6名以上)

と、なっています。今までの通所更生施設やデイサービス、小規模授産所等の移行が予想されます。この地域では、(福)牧の原やまばと学園の『野ばら』『かたくりの花』(島田市)『さざんか』(牧之原市)『マーガレット』(吉田町)、(福)焼津福祉会の『虹の家』(焼津市)が考えられます。

◆◇ 自立訓練(生活訓練) ◇◆

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、

- (1) 食事や家事等日常生活能力を向上するための支援
- (2) 日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援
- (3) 上記2項目を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上

を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を実施。最低定員20名以上(多機能型は6名以上)。サービス提供期間は、24ヶ月以内を標準とする。

と、なっています。今までのデイサービス、小規模授産所等の移行が予想されます。この地域では、NPO法人空と大地とが大井川町にて10月より実施しています。

◆◇ 就労移行支援 ◇◆

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者(65歳未満に限る)に対し、

- (1) 事業所における作業や、企業における実習等
- (2) 適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援
- (3) 上記2項目を通じ、適性に合った職場への就労・定着

を目的として、サービス利用期間を限定し、必要な訓練、指導等を実施。最低定員20名以上(多機能型は6名以上)。サービス提供期間は、24ヶ月以内を標準とする。生産活動における工賃をいただきます。



と、なっています。今までの小規模授産所等の移行が予想されます。この地域では、NPO法人空と大地と(大井川町)、(福)ハルモニア(藤枝市)が10月より実施しています。(福)牧の原やまばと学園は、昨年度より運営が移行した小規模授産所の『しまだ作業所』(島田市)で来年4月よりサービス提供が実施されます。必要に応じて他の小規模授産所でも事業展開をするそうです。

◆◇ 就労継続(雇用A型) ◇◆

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者(利用開始時に65歳未満の者に限る)に対し、

- (1) 事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供
- (2) 上記を通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援

を目的として、必要な指導等を実施。最低定員 10名以上(多機能型も10名以上)と、なっています。今までの小規模授産所等の移行が予想されます。雇用契約に基づき賃金をいただきます。島田市では、六合の阿知ヶ谷にあった旧清掃センターにこの施設を設置し、社会福祉法人等に業務を委託する予定でいます。(福)牧の原やまばと学園が筆頭候補で、前記した現在運営している小規模授産所より希望者を募集しています。もちろん広報などで公募もすると思いますので関心のある方は注目してください。

◆◇ 就労継続(非雇用B型) ◇◆

- (1) 企業等や就労継続支援事業(雇成型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- (2) 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続支援事業(雇成型)の雇用に結びつかなかった者
- (3) 上記2項目に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(雇成型)の利用が困難と判断された者

のいずれかに該当する者に対し、

- ① 就労の機会や生産活動の機会の提供(雇用契約は締結しない)
- ② 上記を通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援

を目的として、必要な指導等を実施。最低定員 20名以上(多機能型は10名以上)と、なっています。今までの小規模授産所に形態が近いので小規模授産所等の移行が予想されます。生産活動における工賃をいただきます。工賃ですが、平均工賃が月額3,000円程度の水準を上回らなければならないとも決められています。

自立訓練と就労移行支援は有期限サービスになります。期限内に十分な成果が得られず、継続することで効果が見込まれるときのみ最大1年間の更新が可能(原則1回)です。

ここでも分かることですが、障害者自立支援法では、従来の施設に見られるようなサービスの長期化を防ぐように利用期間を制限したり、段階的に施設を設定して、本人の状態を『自立』に向けて変化させていくとともに利用するサービスを変えていくように考えられています。日中活動のほとんどが通過型になります。また、利用者も固定ではなく、契約をした方ならば1日単位で不特定多数の方が利用できます。施設側も利用者側も日中活動に対する考え方や利用方法等を今までとは変えなくてはならないようです。

また、障害程度区分が影響するのは生活介護のみということになります。その他の日中活動は全ての障害程度区分の方が利用することができます。あくまでも施設利用なので、障害程度区分によって施設側がいただく報酬の単価に影響が出てきます。どちらかという障害程度区分は、日中活動を考えるときには利用者側には大きな影響はないようです。(報酬の1割は利用者負担になります)さて、何を選べばいいのでしょうか…



◆◇ サービスの使い方について ◇◆

前回の通信で10月からのサービスの使い方の変更点をご紹介しました。利用していく中で知り得た新しい使い方がありますのでご紹介します。

- 居宅介護のサービスで身体介護と家事援助を続けて利用することができます。例えば、6時～7時の1時間で入浴介助をしてもらい、7時～8時の1時間で夕食を作ってもらおう。ということができます。
- 前号で保留とさせていただいた、島田市の移動支援です。学校や小規模授産所、通所施設などの基本的な日中活動への送迎は出来ます。もちろん車の使用は禁止です。徒歩、若しくは公共交通機関の利用になります。利用頻度は常用は禁止です。緊急時など突発的な事態への対応など家族では対応できない状態のときはもちろんですが、「将来のために…」という訓練的な要素がある場合でも「今行なう支援で本人が自立し、将来その支援が要らなくなるのなら…」と心ある回答をいただきました。但し、使い方についてはヘルパー事業所に相談して計画的に利用。ヘルパー事業所は、福祉課と相談をすることが条件となります。ありがたいですね。
- ライフサポートの自宅での支援ですが、自宅内での見守りや自宅周辺への散歩だけでなく、自宅を中心とした生活への支援をしていいそうです。例えば、近所のコンビニへの買い物や町内の活動への参加など移動支援的な内容もいいそうです。「自宅→自宅での生活と拡大解釈して支援して欲しい」とご理解のある回答をいただきました。

上記以外にも利用者には説明されていない使い方があると思います。皆さんが利用していくことで具体的に決まっていきます。制度を生かすも殺すも皆さん次第です。「使い方が分からない！」という声をよく耳にしますが、分からないからこそ行政やヘルパー事業所などに質問して考えてもらうといいと思います。「へんな質問をして…」などと考えてしまうことも多いと思います。そんなときは是非イマジンまでお気軽にご相談ください。より使いやすい制度にしていきたいですね。また、別の使い方が分かりましたらご紹介します。

グループホーム・ケアホーム学習会

11/15(水)、22(水)、29(水)、30(木)に午前と夜に分けて7回の学習会を行いました。この学習会には焼津、藤枝、島田、牧之原などの知的障害者(児)のご家族を中心とした45名の参加者がありました。「グループホームって何?」という関心はあるが良く分からないという方が多く参加していただきました。少人数の学習会でしたのでたくさんの質問や活発な意見をいただきまして、毎回時間オーバーするほどでした。本当に皆さんの真剣な気持ちが伝わり、内容の濃い時間を過ごすことができました。

今回の学習会では、これから必要なのはケアホーム、ケアホームでの生活、金銭的な負担、年金との関係、制度の内容など**具体的なシュミレーション**をすることで**現実的に考えていきました**。特徴的だったのは、参加者の多くが“お母さん”だったことです。参加者からは「よく分かったが、父親にも聞いてもらいたい。お金も関係する話、母親だけでは判断できない」という意見がたくさん聞かれました。また、ケアホームを希望する時期に大きな違いがあった事です。大半の参加者が20代後半～30代半ばになる当事者の親でした。この方たちは“親亡き後”“自分が見れなくなったら”という共通した大きなテーマがあります。それに対して小中学生の親には“成人するまでに何が出来るか?何をさせたらいいか?”というテーマがありました。この違いは大きいと改めて感じました。前者にとっては身に迫る必要なもの、後者にとっては目標とすべきものということだと思います。結論から言うと、ケアホームを実施するには親亡き後では遅すぎます。ケアホームは**緊急避難場所ではない**のです。ご本人が**自宅以外で生活をする場**です。“親子とも元気な内に実施”“実家に笑って帰る”がイマジンの目指すケアホームになります。とは言え“年金のみで生活することの難しさ”も浮き彫りにされた現実です。ケアホームでの生活には、日中活動をどうするかが大きく関係してきます。今回の学習会で教えていただいたこと、真剣な気持ちを共有しながらケアホーム設置に向けて準備を進めていきます。



平成18年度の会員になっていただきありがとうございます。

◇ 正会員 ◇

☆榊原 顕寿様 ☆杉村 みや子様 ☆小沢 輝久男様

◇ 賛助会員 ◇

☆山田 タカ子様

年会費の受付は現在も行なっています。新規の会員も継続の会員も大歓迎です。年会費はイマジンまでお持ちになっても振り込まれても結構です。引き続きご協力をお願い致します。

振込先 静岡銀行 島田支店 普通 0606771
特定非営利活動法人イマジン 理事 澤島 直通



11月の実績

9日 デイサービス 「長島ダム」
15日 グループホーム学習会
17日 サロン（あすか）
22日 グループホーム学習会
28日 グループホーム学習会
29日 グループホーム学習会

12月の実績

17日 サロン（あすか）
29日 } 冬期デイサービス
30日 }



1月の予定

7日 デイサービス 「法多山」
14日 サロン（あすか）

2月の予定

18日 サロン（あすか）

お知らせ

○● イマジン 年末年始のお休み ●○

今年も押し迫ってまいりました。恒例となりました『冬期デイサービス』を行なう関係もあり、下記の日程にて年末年始のお休みを頂きます。よろしく申し上げます。

12月31日（日）から平成18年1月3日（水）までお休み
1月4日（木）より通常営業



○● 物件探しにご協力を！ ●○

ケアホーム実施に向けて、借家、アパート、売家、売土地の物件探しをしています。皆さんのご近所、知り合いなど良い情報がありましたらお知らせください。ご協力をお願いします。

連絡先 特定非営利活動法人 イマジン



〒427-0026 静岡県島田市扇町13-4
TEL 0547-34-3370
FAX 0547-34-3371
e-mail imagine@za.tnc.ne.jp
URL <http://www3.tokai.or.jp/imagine/>